

社団法人 岐阜県法人会連合会 定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、社団法人岐阜県法人会連合会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 本会の事務所を岐阜市内に置く。

(目 的)

第 3 条 本会は、税務当局との協調のもとに岐阜県内各法人会（以下「各法人会」という。）と緊密な連絡により、本会を中軸に、各法人会が税務知識の普及に努めるとともに、あわせてよき法人企業の団体としての活動を通じて、適正な申告納税制度の確立と納税意識の高揚を図り、もって税務行政の円滑な執行に寄与し、これを通じて企業経営と社会の健全な発展に貢献することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 税務知識の普及と納税意識の高揚に資する各種の事業
- (2) 税制及び税務に関する調査研究並びに意見具申
- (3) 各法人会会員の役員及び従業員の研鑽等、会員企業の健全な発展に資する各種の事業
- (4) 地域社会への貢献等、社会の健全な発展に資する各種の事業
- (5) 機関紙及び税務関係の法規、図書その他の各種資料の刊行
- (6) 各法人会の発展に必要な支援及び指導
- (7) 各法人会の青年部会、女性部会の発展に必要な支援及び指導
- (8) 財団法人全国法人会総連合及び各法人会との連携
- (9) 関係諸官庁及び友誼団体との協調
- (10) その他本会の目的達成に必要な事業

第 2 章 会 員

(会員の資格)

第 5 条 本会の会員たる資格を有するものは、岐阜県内に事務所を有する法人会とする。

(資格の取得)

第 6 条 会員になろうとするものは、所定の申込手続により任意に入会することができる。

(会員の権利義務)

第 7 条 会員は、本会の事業活動につき、その便宜を受ける権利を有するとともに、この定款及び総会の決議に従う義務を負うものとする。

(資格のそう失)

第8条 会員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を失う。

- (1)退 会
- (2)解 散
- (3)除 名

(退 会)

第9条 本会を退会しようとするものは、所定の退会手続により任意に退会することができる。

(除 名)

第10条 会員が、次の各号の一に該当する場合には、総会の決議により除名することができる。

- (1) 会員としての義務の履行を怠ったとき。
 - (2) 本会の名誉をき損し、又は本会の目的に反する行為があったとき。
2. 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、会長は、総会の10日前までに該当会員に対しその旨を通知し、総会で弁明の機会を与えなければならない。

(会 費)

第11条 会員は、総会の決議を経て別に定めるところにより会費を納入するものとする。

2. 既納の会費は原則としてこれを返還しない。

第 3 章 役 員

(役員の種類及び定数)

第12条 本会に次の役員を置く。

- 理 事 25名以上40名以内
- うち 会 長 1名
- 副会長 7名以内
- 監 事 2名以上3名以内
- 専務理事 1名を置くことができる。

(役員を選任)

第13条 理事及び監事は、総会において会員を代表する者のうちからこれを選任する。

2. 会長、副会長は理事の互選により、これを選任する。
3. 専務理事は、第1項の規定にかかわらず理事会の決議を経て会長が任免する。

(役員職務)

第14条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ定められた順位によりその職務を代行する。
3. 専務理事は、会長の命を受け、会務を統括する。
4. 理事は総会の決議に従い、本会の運営を協議執行する。
5. 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員任期)

第15条 役員任期は、就任後第2回目の通常総会終了時までとし、再任を妨げない。

2. 増員又は補欠のため選任された役員は、前項の規定にかかわらず、それぞれ現任者又は前任

者の残任期間とする。

3. 役員は、その任期が満了した後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(役員解任)

第16条 本会の役員たるにふさわしくない行為があった場合、その他第10条第1項各号の一に類する事実があったときは、総会の決議によりその役員を解任することができる。

(役員報酬)

第17条 役員は原則として無報酬とする。ただし、専務理事はこの限りでない。

2. 専務理事の報酬は、理事会の決議を経て別に定める。

第4章 顧問、相談役

(顧問、相談役)

第18条 本会に、顧問及び相談役若干名を置くことができる。

2. 顧問及び相談役は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
3. 顧問及び相談役は、本会の業務運営上の重要な事項について会長の諮問に応ずる。

第5章 委員会、連絡協議会

(委員会)

第19条 第4条に規定する本会の業務を分担するため、委員会を設けることができる。

2. 委員は、会員の代表者のうちから理事会の承認を得て会長が委嘱する。

(連絡協議会)

第20条 本会は、理事会の承認を得て、連絡協議会を設けることができる。

(規則の制定)

第21条 委員会及び連絡協議会の運営に関する規定は、理事会の承認を得て会長が別に定める。

第6章 事務局

(事務局)

第22条 本会の事務を処理するため、事務局を設ける。

2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置き、会長がこれを任免する。
3. 事務局の運営に関する規定は、理事会の承認を得て会長が別に定める。

(帳簿及び書類等の備え付け及び閲覧)

第23条 事務所には、常に次の各号に掲げる帳簿及び書類等を備えて置かなければならない。

ただし、第1号から第3号及び第8号に掲げる書類については最新版を、第6号及び第9号に掲げる書類については5年間分を備えて置くものとする。

(1) 定款

(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

- (3) 理事、監事、顧問、相談役、委員及び職員の名簿
 - (4) 許認可等及び登記に関する書類
 - (5) 会議の議事録
 - (6) 事業報告書及び収支計算書
 - (7) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
 - (8) 事業計画書及び収支予算書
 - (9) 正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録
 - (10) その他必要な帳簿及び書類等
2. 前項第1号、第6号、第8号及び第9号に掲げる書類並びに会員名簿及び役員名簿については、これを一般の閲覧に供するものとする。

第 7 章 会 議

(会議の種類)

第 24 条 会議は、総会及び理事会とし、会長がこれを招集する。

(総 会)

第 25 条 総会は、通常総会と臨時総会とする。

(総会の開催及び招集)

第 26 条 通常総会は、毎年 1 回事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

- 2. 臨時総会は、会長が必要と認めるとき又は会員数の 5 分の 1 以上若しくは監事が会議の目的たる事項を示して請求したときに開催する。
- 3. 総会は、開催日から少なくとも 7 日前に、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した文書を発して招集する。ただし、会長がやむを得ないと認めるときはこの限りではない。

(会員の表決権)

第 27 条 会員の表決権は、これを会員にそれぞれ 3 個を付与するほか、各会員の所属会員数 200 名 (200 名未満の端数は 200 名とする。) につき 1 個を付与する。ただし、所属会員数は前年 12 月 31 日現在による。

- 2. 会員は、前項により付与された表決権を行使するため、総会に代表する者を出席させる。
- 3. 会員は委任状をもって表決権の行使を他の出席会員に委任することができる。この場合は、委任した会員は出席したものとみなす。
- 4. 会員はその代表する者の氏名を総会開催の 10 日前までに本会に報告するものとする。

(総会の議事)

第 28 条 総会は、会員の過半数が出席しなければ成立しない。

- 2. 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか出席者の表決権の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の付議事項)

第 29 条 総会は、この定款に別段の定めがあるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 事業報告及び事業計画
- (2) 収支決算及び収支予算
- (3) 理事会において総会に付議すべきことを決議した事項。

(4) その他会長が必要と認めて付議した事項。

(理事会)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

2. 監事、顧問及び相談役は理事会に出席して意見を述べることができる。

(理事会の開催及び招集)

第31条 理事会は、会長が必要と認めたときこれを開催する。

2. 理事会の招集については、第26条第3項の規定を準用する。

(理事会の議事)

第32条 理事会は、理事の過半数が出席しなければ成立しない。

2. 理事会の議事は、出席理事の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の付議事項)

第33条 理事会は、この定款に別段の定めがあるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 総会に提出すべき議案
- (2) 総会の決議した事項の執行に関すること
- (3) その他会務の運営に関して会長が必要を認めた場合

(会議の議長)

第34条 すべての会議の議長は、会長がこれに当たる。

2. すべての会議の議事については、議事録を作成し、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び選出された議事録署名者が署名捺印しなければならない。

第 8 章 資産及び会計

(資産の構成)

第35条 本会の資産は、次の各号に掲げるものにより構成する。

- (1) 設立当初寄付された別紙財産目録記載の財産
- (2) 会費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生じる果実
- (5) 寄付金晶
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第36条 本会の資産は、理事会の決議を経て別に定める方法により、会長がこれを管理する。

(資産の区分)

第37条 本会の資産は、基本財産及び運用財産の2種類に区分する。

2. 基本財産は、別紙財産目録のうち基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に組み入れられる資産とする。
3. 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の処分の制限)

第38条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供してはならない。

2. 事業の遂行上やむを得ない事由があるときは、前項の規定にかかわらず、総会において、表決権数の3分の2以上の決議を経、かつ、主務官庁の承認を得てその一部に限り、これを処分することができる。

(経費)

第39条 本会の経費は、運用財産をもってこれに充てる。

(収支予算、収支決算等)

第40条 本会の収支予算及び収支決算は、事業計画及び事業報告とともに総会の承諾を受けなければならない。また、これらについては毎事業年度終了の日から3ヶ月以内に主務官庁に提出しなければならない。

2. 会長は、総会において予算が成立するまでは、前年度の予算に準じて新年度の収入支出をすることができる。

3. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

4. 第1項の収支決算並びに事業報告については、財産目録を付して監事の監査を経なければならない。

(剰余金の処分)

第41条 収支決算の結果年度末において剰余金が生じたときは、総会の決議を経て、翌年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第42条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会の決議を経、かつ、主務官庁の認可を受けなければ、これを変更することはできない。

(解散)

第44条 本会は、総会において表決権数の4分の3以上の決議を経、かつ、主務官庁の認可を得なければならない。

(残余財産の処分)

第45条 本会が解散した場合の残余財産は、総会の決議を経、かつ、主務官庁の許可を受けて、本会と類似の目的をもつ他の団体に寄付するものとする。

第10章 雑 則

(細則)

第46条 この定款の施行に必要な細則は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

1. この定款は、主務官庁の設立許可があった日から施行する。(昭和 59 年 6 月 12 日認可)
2. 従来岐阜県法人会連合会に属した権利義務の一切は、本会が継承する。
3. 役員任期は設立初年度に限り、創立総会の日から次の通常総会の終了するまでとする。
4. 本会の設立初年度の事業年度は、第 41 条の規定にかかわらず、創立総会の日から翌年の 3 月 31 日までとする。
5. この定款の変更は主務官庁の認可があった日から施行する。
 - 昭和 60 年 6 月 11 日に一部変更
 - 平成 4 年 7 月 8 日に一部変更
 - 平成 5 年 6 月 28 日に一部変更
 - 平成 6 年 6 月 24 日に一部変更
 - 平成 13 年 7 月 23 日に一部変更